

○旅行命令等の権限の委任に関する訓令

平成7年3月31日

本部訓令第9号

改正 令和4年3月7日警察本部訓令第4号

第1条 警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）第4条第2項の規定に基づき旅行命令等の権限の委任を受け旅行命令を行う者（以下「旅行命令権者」という。）及びその旅行命令を受ける者は、次のとおりとする。

区分	旅行命令権者	旅行命令を受ける者
警察本部	所属長	所属長を除く所属員
警察学校	学校長	学校長を除く職員及び学生
警察署	署長	署長、署員

第2条 前条に規定する旅行命令権者が事故のため、その職務を行うことができない場合には、旅行命令権者が別記様式によりあらかじめ警察本部会計課長に報告した職員に代理させるものとする。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月18日本部訓令第8号）

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式(第2条関係)

番 号
年 月 日

警務部会計課長 殿

所 属 長 名

旅行命令権者の代理者の指定について

旅行命令等の権限の委任に関する訓令第2条の規定に基づき当所属の旅行命令権者を代理できる職員を下記のとおり指定したので報告する。

記

職 名	階 級	氏 名

備 考：

別記様式（第 2 条関係）

本様式…一部改正〔平成13.6本部訓令 8、令和4.3本部訓令 4〕